

第1問 答案用紙<1>

(監査論)

問題 1

下線部(A)：公正不偏の態度を保持することは、職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保持し、誠実に行動し、公正性と職業的専門家としての懐疑心を堅持できることであり、社会の信頼に足る監査の公正性を確保する意義がある。

下線部(B)：独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有さないことは、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者が、監査人が公正不偏の態度を保持していないと判断する状況にないことであり、監査人の精神状態の良否について外部の判断を可能とする意義がある。

両者の関係：監査人は、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有さないことによって、公正不偏の態度の保持を阻害する要因や、公正不偏の態度の保持に対する社会の疑念を排除することができる。また、監査人が有してはならない利害や外観は形式的な問題であり、具体的な規制を設けることができるため、これを規制して公正不偏の態度の保持を確保することが重要となる。したがって、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有さないことが、公正不偏の態度の保持を形式面から支えているという関係にある。

問題 2

職業的懐疑心は、誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢であり、独立性を保持した監査人だけが保持できる。したがって、監査人が保持すべき独立性が、職業的懐疑心を保持する上で不可欠であるという関係にある。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >

(監 査 論)

問題 3

方策 1：公認会計士等は，大会社等から一定の非監査証明業務により継続的な報酬を受けている場合，当該大会社等に対し監査証明業務を行うことはできない。これにより，自己監査及び公認会計士等の経営判断への関与を防止する効果が期待された。

方策 2：公認会計士等は，大会社等に対する監査関連業務を一定期間連続して行った場合，その後一定期間において当該大会社等に対する監査関連業務を行うことはできない。これにより，被監査会社との馴れ合いを軽減する効果が期待された。

方策 3：公認会計士等は，監査した財務書類に係る会計期間の翌会計期間の終了の日までの間は，当該会社及びその連結会社等の役員等に就いてはならない。これにより，将来の役員就職を見込んで現在の監査証明が不当に歪められることを防止する効果が期待された。

問題 4

【状況】の専門職員を監査チームに配属させることができないため，当該監査業務を実施する上で，職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則を阻害する要因が存在する。したがって，監査責任者は，ITに係る高度な知識を備えた専門家を利用するなどのセーフガードにより，当該阻害要因を除去又は許容可能な水準にまで軽減できるか否かを検討するべきである。

第2問 答案用紙<1>
(監査論)

問題 1

財務諸表全体レベル

1. 業務全般にわたって社長の決裁を受ける必要があり、社長に権限が集中しているワンマン経営であることから、統制環境が脆弱であるリスク。
2. 経理担当の正社員が1名になる予定であるが、人員の増強は決まっておらず、経理体制の脆弱性から様々な会計処理が適切に行われないリスク。

アサーション・レベル

1. リスクの内容：当期の新規出店数が40店舗と非常に多いため、固定資産の取得に係る会計処理が適切に行われないリスク。

取引種類，勘定残高及び関連する注記事項：土地，建物，工具，器具及び備品

アサーション：実在性，分類の妥当性，表示及び注記

2. リスクの内容：店舗の売上データを経理部の独断で修正することができるため、売上に係る会計処理が適切に行われないリスク。

取引種類，勘定残高及び関連する注記事項：売上高

アサーション：発生，正確性，期間帰属

3. リスクの内容：従業員数の大幅な増加やアルバイト店員の人件費高騰により、給与に係る会計処理が適切に行われないリスク。

取引種類，勘定残高及び関連する注記事項：給与

アサーション：網羅性，正確性，期間帰属

第2問 答案用紙<2>

(監査論)

問題 2

監査人は、当期の店舗業績が予測を大幅に下回っていることから、利益を過大にする意図をもった不正の可能性があると判断し、関連するアサーションに係る重要な虚偽表示リスクの評価結果を当初計画時よりも高く変更した。この結果、監査人は、リスク評価を変更したアサーションに係る発見リスクを当初よりも低く設定し直した上で、変更後の発見リスクを達成するために、より重点的に実証手続を実施するような監査計画に変更した。

問題 3

会計上の見積りは不確実性を伴うため、何らかの仮定を設定した上で経営者による主観的な判断により行われる。このような性質を有する会計上の見積りは、有効な内部統制の確立が困難な場合が多く、経営者が不正に利用する虞があるため、監査上特段の検討が必要となる。

問題 4

会計処理：土地，建物，建物附属設備等の減損損失の認識・測定

アサーション：評価

実証手続の具体的な内容：

1. グループINGの適切性を検討するため、グループINGの単位を決定した資料を閲覧する。
2. 来期以降に退店が計画されている店舗の有無を把握するため、経営者への質問や取締役会議事録の閲覧を実施する。
3. 赤字店舗が翌期以降に黒字になる可能性や見積り将来キャッシュ・フローの合理性を検討するため、経営者への質問や事業計画の閲覧を実施する。